

香春町における道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所の 名称	所在地	停車又は駐車を する一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の 停車又は駐車が道路又は交通の 状況により支障がないものとなる ようにするため必要と認める事項	合意状況
才立(北向き)	福岡県田川郡香春町大字中津原723-1先	香春町が運行する自家用有償 旅客運送(道路運送法施行規則 第49条第1号に規定する「交通空 白地有償運送」に限る。)の用に供 する自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄 の停車又は駐車は、左欄に係る運 行時間内に限るものとする。	香春町地域公共交 通会議を経て、令和4 年8月22日合意
才立(南向き)	福岡県田川郡香春町大字中津原723-1先			